

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

#### a. 企業間の連携

当行グループは、外部専門機関とも連携しながらビジネスマッチング・M&A・事業承継等のお取引事業者さまの課題解決支援に積極的に取り組み、地域の持続的成長に貢献してまいります。

#### b. IT 実装支援

お取引事業者さまの企業価値向上に向けたIT実装支援に取り組むとともに、非対面チャネルの拡充などお客様の利便性向上に取り組んでまいります。

#### c. 専門人材マッチング

当行は2020年3月より有料職業紹介事業業務を開始しており、人手不足が課題であるお取引事業者さまと業務提携先である人材紹介会社との人材マッチングによる人材紹介や副業人材紹介の支援に取り組んでまいります。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはじめに積極的に取り組みます。

### 3. その他

当行グループが関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。また「日進月歩の伸展」「地域社会の繁栄」「生活文化の向上」の経営理念のもと、しっかりと地

域に根ざしながら、お取引先の本業支援と地域活性化に向けて、当行グループ全役職員一丸となって取り組んでまいります。

2025年2月4日

(2026年1月1日改定)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 宮崎太陽銀行

取締役頭取 黒木 浩